

## VII 職業紹介や人材派遣による労働力確保

### 1 職業紹介事業

#### (1) JA等が行う無料職業紹介事業

無料職業紹介事業とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも手数料または報酬を受けないで行う職業紹介事業を言います。

JA（特別の法律により設立された法人）の場合は、厚生労働大臣に届出ることにより無料職業紹介事業が行えます。

申請	厚生労働大臣への届出
有効期間	5年
職業紹介責任者の選任義務	事前に所定の講習を受ける 責任者証の有効期間は2年 広域合併農協の場合は、支所ごとに責任者を置く
空知管内での届出状況	JA美唄
	JA夕張



#### (2) シルバー人材センターが行う有料職業紹介事業

- 都道府県知事が市町村（区）に1カ所指定される法人です。
- 臨時かつ短期的な雇用により就業または軽易な業務に係る就業を希望する高齢者（55歳以上）に機会を提供します。
- 平成25年度までは無料職業紹介事業でしたが、平成26年度より有料職業紹介事業者となります。（無料職業紹介事業はできない）
- 大臣に申し出ることにより、高齢者に対して有料の職業紹介事業や一般労働者派遣事業を行います。

### 2 労働者派遣事業

#### (1) 労働派遣事業とは



雇用者は派遣会社（派遣元）ですが、仕事の指揮命令は農家（派遣先）という変則的な関係です。

労働・社会保険の加入や賃金の支払い、労働条件の明示など派遣会社が義務を負うことが多いですが、農家（派遣先）も労働時間の管理や配置換えの時の安全教育、危害防止対策など果たさなければならない責務があります。

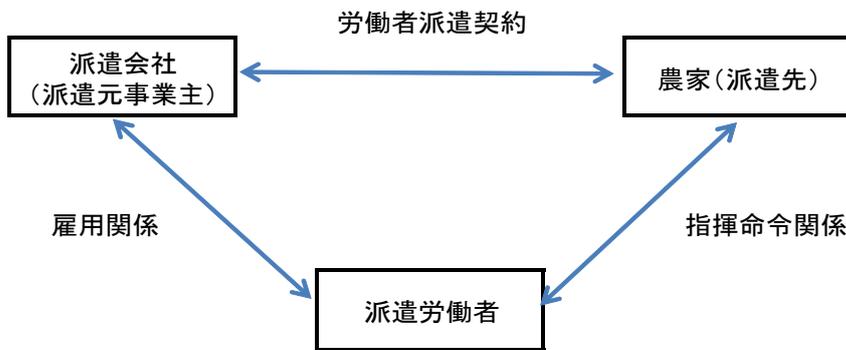


図1 派遣事業における雇用と指揮命令の関係

(2) 労働力派遣事業の種類

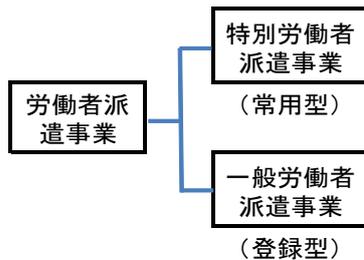


図2 派遣事業の種類

派遣労働者を登録して行う、一般労働者派遣事業が多くなっています。

派遣先と派遣労働者の希望があれば、直接雇用できる「紹介予定派遣」があります。最長6か月間派遣してもらう事ができ、農家から派遣労働者を指名できます。派遣終了後に、従業員として雇います。

「紹介予定派遣」でなければ、派遣された労働者を、派遣終了後すぐに雇用することは禁じられています。雇用したい場合でも、一年経過後となります。

(3) 派遣会社から見た、よくあるトラブル

- ① 休憩時間や昼休み時間を守らなかったり、時間の約束を守らない
- ② 農業軽作業として契約しているのに、車の運転などをさせる  
運転させるだけでなく、車が傷ついたりして賠償問題になることもある
- ③ 農場としての指揮命令系統がはっきりしていない  
経営主が指示しても、実際に同じ作業をするのは奥さんが多く、「そんなやり方でなく…」と言ったケース(両親の場合も)が一番多い→作業者が迷う

◎農場側は「いい人が欲しい」と言うが、派遣労働者だって「いい農家に行きたい」と思っている。

一問一答集P67 Q18参照

(4) 農家 (派遣先) として派遣労働者を受け入れるとき

◇ 契約期間中に途中解除 (派遣中止) した場合□

- 中途解除には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除申し込みをおこない、合意を得る
- 派遣者の新たな就業機会の確保
- 休業手当など支払いに要する費用の負担 (損害賠償等)

◇ 農家がはたす義務

① 派遣先管理台帳の作成 (1日でも必要、3年間保存)

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| 1 <u>派遣労働者名</u>             |  |
| 2 <u>派遣会社名</u>              |  |
| 3 <u>派遣会社の事業所名</u>          |  |
| 4 <u>派遣会社の事業所の住所</u>        |  |
| 5 <u>派遣就業した日</u>            |  |
| 6 <u>始業・就業時刻、休息时间(実績)</u>   |  |
| 7 <u>業務の種類 (実績)</u>         |  |
| 8 <u>就業した場所</u>             |  |
| 9 苦情の処理状況                   |  |
| 10 紹介予定派遣である旨 (紹介予定派遣の場合のみ) |  |
| 11 派遣先責任者、派遣元責任者            |  |
| 12 派遣会社から通知を受けた労働・社会保険加入状況  |  |

※下線の項目は、月に1回以上派遣会社に通知する必要があります

- ② 派遣先責任者の選任
- ③ 苦情処理体制の整備 (申し出受け入れ者を選任)
- ④ 過半数代表者との労使協定がない場合は、派遣契約期間は最長1年間、可能期間を派遣元へ通知
- ⑤ 派遣元への情報提供の協力
- ⑥ 行政機関からの質問や報告提出、立ち入り調査への協力

◇ 農家がはたす派遣者への責務

- ① 労働時間の管理
- ② 危険防止措置 (機械事故等)
- ③ 健康障害防止措置 (ガス・高温・低温等の障害)
- ④ 配置換え時の安全教育
- ⑤ 派遣者への社会・労働保険加入状況の確認

